

ウチナー民間大使活動促進事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「ウチナー民間大使設置要綱」(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、民間大使の活動へ対しての助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 ウチナー民間大使(以下「民間大使」という。)として認証された者で、助成の対象となる事業を実施する時点において引き続き民間大使であること。

(対象事業の内容及び期間)

第3条 要綱第2条に規定する事業若しくは本県との交流の架け橋として実施する事業であること。

2 対象年度の4月から同年12月までに実施する事業であること。

3 民間大使が自ら実施する事業であり、営利を目的としないものであること。

(対象経費)

第4条 前条に該当する事業については、次に掲げる費用を除く。

(1) 飲食にかかる費用

(2) お土産等、贈答にかかる費用

(3) 本来、県人会もしくはその他団体が負担すべき費用

(申請締切)

第5条 民間大使は、その活動に関し助成の申請をする場合、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「財団」という。)理事長が別に定める期日までに、様式1により申請書を財団に提出しなければならない。

(審査及び結果通知)

第6条 財団は、事業選定会を行い、原則として郵送により、結果通知書を発出する。

(助成金の交付)

第7条 財団は、予算の範囲内で、対象事業に係わる経費の3分の2以下の助成金を交付する。

2 助成金は、原則として、1件につき40万円を上限とする。

3 助成金は、事業が実施された後交付するものとする。

(実績報告の提出)

第8条 民間大使は、当該事業が終了した日から1ヶ月以内に、様式2により実績報告書を作成し、合わせて事業に要した費用にかかる証拠書類(領収書その他)の全てを財団に提出しなければならない。

なお、事業の実施が12月中であった場合、報告書の提出は翌年1月31日までとする。

(助成金交付の取り止め)

第9条 本実施要領第3条で定める事業の実施期間に実施されない事業に対し、また、同第8条で定める実績報告書及びそれに付随する証拠書類が期限内に提出されない場合、民間大使への助成金交付を取り止めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。